

令和7年度
奨学生志望のしおり



 小野奨学会

〒541-0046

大阪府中央区平野町2丁目6番11号

ホーコス伏見屋ビル301号室

HP : <https://ono-syougakukai.com>

目 次

I. 公益財団法人小野奨学会設立趣意書	1
II. 公益財団法人小野奨学会奨学金について	2～4
1. 目的	2
2. 出願資格	2
3. 推薦基準	2,3
4. 給付月額と給付期間	3
5. 募集から採用までの流れ	4
6. 奨学生の遵守事項	4
7. 奨学金給付の休止・打ち切り等	4
III. 出願書類について	5
IV. 願書の記入方法について	6～8
1. 願書記入例	6,7
2. 記入上の注意事項	8
V. 所得に関する証明書について	9～11
1. 必要書類一覧	9
2. 各書類についての注意事項	9
3. 所得証明書を確認するポイント	10
4. 所得に関する補足書類一覧	11
VI. 公益財団法人小野奨学会奨学金給与規程	12

I. 公益財団法人小野奨学会設立趣意書

財団法人 小野奨学会 設立趣意書

小野家は、享保2年（1717年）初代小野市兵衛が、大阪道修町の現在地に伏見屋市兵衛の屋号のもとに薬種仲介人として創業、爾来、代々小野市兵衛を襲名し、薬種問屋小野市兵衛商店として約250年間薬業ひとすじにたずさわってまいりました。

この由緒ある小野家の当九代小野雄造並らびに舎弟小野順造は、小野市兵衛商店を医薬品製造メーカー小野薬品工業株式会社として改称、改組し（現在資本金17億4千万円）、その社長及び副社長として薬業界に確固たる基盤を築きました。そして同社のモットー“人類の苦痛と病気に挑戦する”を実践し、特に世界的新薬「プロスタグランディン」の合成を成功させ、社会的医療発展に貢献してまいりました。

これひとえに全社をあげての知と技の努力の結集によるところでありますが、その基礎を成すのは、大学教育の普及と俊才の養成に他ならないものと存じます。

一方、あたら俊才でありながら教育の恩典に浴せず、かかる人材が社会の発展に寄与せずに終ることも多いと思われます。

こうした背景をもとに、小野家の財を寄付し、奨学金制度を設け、育英のための公益事業を後世に遺し、もっていささかなりとも社会に貢献したいと望む次第でございます。

—以上、昭和50年9月17日付設立趣意書より—

（昭和50年9月27日設立）

平成22年2月1日 財団法人小野奨学会は公益財団法人小野奨学会となりました。

Ⅱ. 公益財団法人小野奨学会奨学金について

1. 目的

小野奨学会は学業人物共に優秀で、かつ健康でありながら、経済的理由により修学が困難な学生に対し奨学援護を行ない、社会有用の人材を育成し、もって社会・文化の発展に寄与することを目的としています。

2. 出願資格

学業、人物共に優れ、健康で向学心を有する以下の条件を全て満たす者。

※国及び地方公共団体・独立行政法人等が実施する助成制度により授業料免除及び奨学金給付を受ける者で、その助成額が通常の大学費用（ホームページ等外部に公になっている資料に記載されている授業料+施設拡充費+教育充実費+実習費の合計。入学金・会費等は含まない）以上の者は出願不可。ただし、以下の条件を全て満たす者で、児童養護施設等の出身者等特別な事情がある場合は大学を通じてご相談ください。

（1）学部生

- ①大阪府下の大学に在籍する1・2・3年生（6年制学部については4・5年生含む）で、定職を持たない日本国籍あるいは永住者または特別永住者の在留資格をもつ者
- ②年齢30才未満（4月1日現在）の者
- ③成績基準・所得基準が本会の定める基準を満たしている者
- ④本会の趣旨を深く理解し、学長推薦を受けられる者
- ⑤高校卒業後1度も大学・専門学校等に入学したことがなく（最短修業年限を超えない範囲での編入学を除く）、過去に本会の奨学金の支給を受けたことがない者

（2）大学院生

- ①大阪府下の大学院（前期課程・後期課程問わず。専門職課程も含む）に在籍する1年生（法科大学院生については、新入生であれば未修・既修を問わない）で、定職を持たない日本国籍あるいは永住者または特別永住者の在留資格をもつ者（1年制課程・長期履修生は除く）
- ②年齢35才未満（4月1日現在）の者
- ③成績基準・所得基準が本会の定める基準を満たしている者
- ④本会の趣旨を深く理解し、学長推薦を受けられる者
- ⑤同一課程への再入学でない者

3. 推薦基準

（1）成績基準

①学部生

区分	内容
新入生	高校2・3年の成績が3.80以上※
在学学生	現在までの通算GPAが2.50以上かつ最短修業年限での卒業が可能な者

※評定平均が出ない場合は、別途大学からの特別推薦書が必要となります。

②大学院生

区分	内容
新入生	学部 4 年間または大学院前期課程 2 年間での通算 GPA が 2.50 以上

* 編入等による単位認定がある場合は、前の高校もしくは大学の成績も含めて計算してください。

* 卒業所要単位に含まれないものは合算しないでください。

(2) 所得基準

父母及びそれに代わって出願者本人を所得証明書上で扶養親族としている者の令和 6 年中の合計所得金額の総合計が次表の所得基準額以下の者。（ただし、出願者本人に扶養対象外となる収入がある場合のみ、出願者本人の所得金額も加える。）

家族数（人）	1	2	3	4	5	6	7
所得基準額 （千円）	2,000	3,900	4,500	5,100	5,700	6,300	6,900

※離婚等によるひとり親家庭で、出願者本人を所得証明書上で扶養親族としている父母と同居している父母が異なる場合は、父母両方の所得金額の合計とします。家族数が 7 人を超える場合は、1 人増す毎に 600 千円を 7 人家族の所得基準額に加えてください。

※家族数：同居・別居を問わず、令和 6 年中に父母及びそれに代わって出願者本人を所得証明書上で扶養親族としている者と所得証明書上の扶養親族数の合計。ただし、本人に収入があり父母等の扶養親族でない場合でも、父母及びその扶養親族を家族数と数える。

4. 給付月額と給付期間

区分	給付月額	給付期間
学部生	60,000 円	令和 7 年 4 月より最短修業年限終期まで
大学院生	80,000 円	令和 7 年 4 月より最短修業年限終期まで

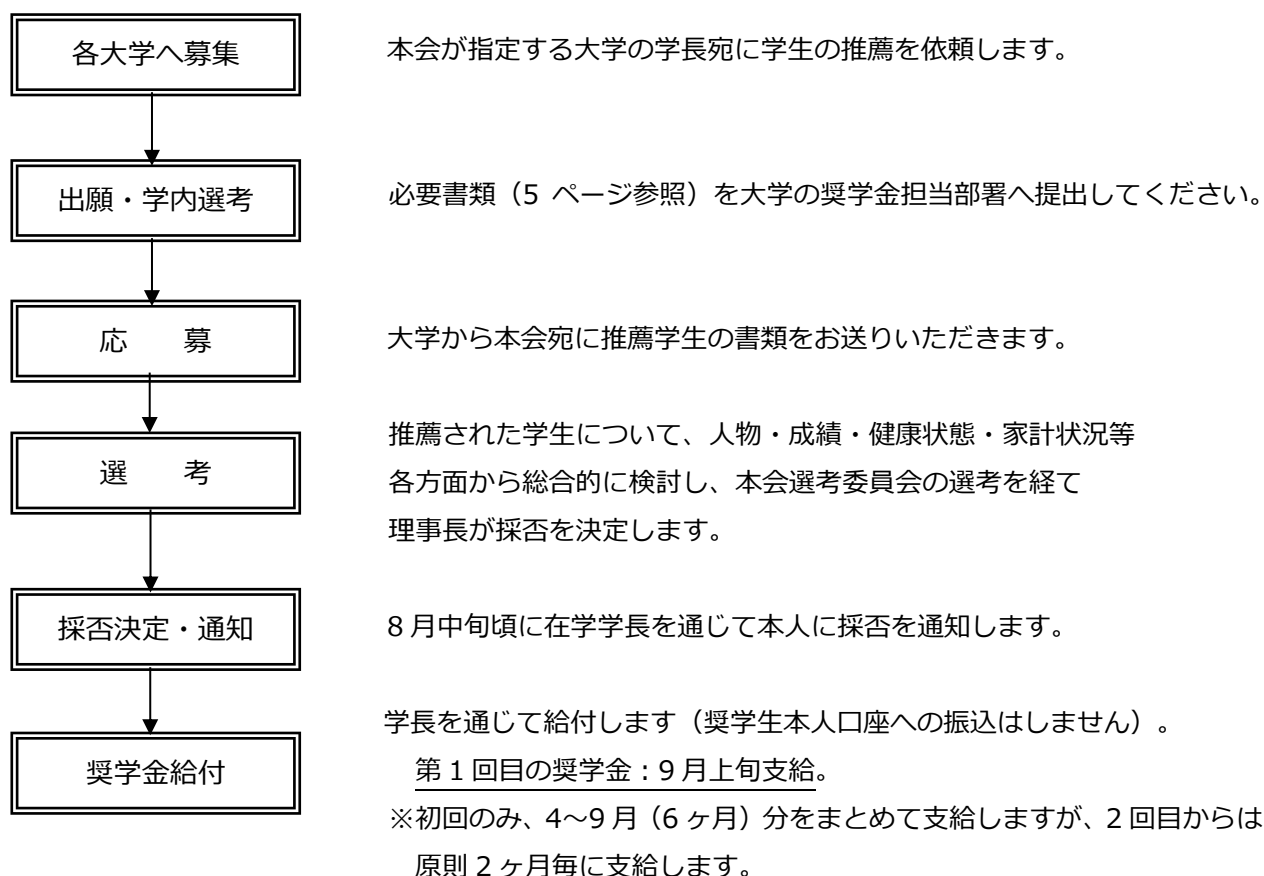
※本奨学金は返還不要の給付奨学金です。

ご参考：初年度奨学金振込スケジュール予定（詳しくは、各大学奨学金担当部署へお問い合わせください。）

前期		後期	
4～9 月分	9 月上旬振込予定	10・11 月分	10 月上旬振込予定
		12・1 月分	12 月 "
		2・3 月分	2 月 "

5. 募集から採用までの流れ

本会では、全ての手続きを大学の奨学金担当部署を通じて行います。学生（その保護者を含む）からの直接のお問い合わせにはお答えできません。



6. 奨学生の遵守事項

奨学生は、大学卒業後就職その他特別な制限拘束は一切受けませんが、大学在学中には次の事項を守らなければなりません。

- （1）本会の奨学金給与規程の遵守、ならびに本会の趣旨に鑑みて奨学生の品格を保つよう努めること。
- （2）奨学金を就学の目的以外に使用しないこと。
- （3）奨学金受取の都度、指定期日までに大学にて面前で奨学金領収証に自署すること。
- （4）毎年度末に、大学を通じて学業成績、学習兼生活状況報告書を提出すること（所定書式あり）。
- （5）奨学生または保護者の住所の変更や休学・留学等、本会に報告を要する事項は、大学を通じて速やかに届け出ること。
- （6）奨学金に関する全ての事項は大学に照会すること（その保護者を含む）。

7. 奨学金給付の休止・打ち切り等

奨学金給与規程第 10 条及び第 12 条（12 ページ参照）に該当した場合。

<個人情報の利用について>

本会が奨学金事業に関して取得する個人情報は、本会の奨学生選考、奨学金事業に関する業務に限定して使用します。個人情報の取扱いに関する問い合わせは、事務局までお願いします。

Ⅲ. 出願書類について

下記の書類を揃えて、大学の定める締切日までに出願してください。必要書類が揃っていない場合は受付しません。

提出書類（用紙サイズ）		説明
奨学生願書（A3）		本会所定書式。 A3 サイズ最厚口の上質紙 で印刷したものを使用してください。記入例及び記入上の注意事項（6～8 ページ）を参照の上、記入してください。 必ず出願者本人が署名 してください。
同意書（A4）		本会所定書式。 必ず出願者本人が署名 してください。
志望理由書（A4）		本会所定書式。 <u>学部生のみ</u> 提出が必要です。 必ず出願者本人が記入 してください。
奨学生推薦調書（A4）		本会所定書式。 <u>大学院生のみ</u> 提出が必要です。 必ず出願者本人が記入 してください。
大学授業料及び修学支援新制度助成額比較表（A4）		本会所定書式。 <u>学部生のみ</u> 提出が必要です。修学支援新制度に申し込まれていない場合でもご提出ください。 必ず出願者本人が記入 してください。
所得に関する証明書	令和 7 年度（令和 6 年分）の所得（課税）証明書【原本】	コピー不可。 市区町村が発行した 令和 6 年分（R6.1.1～12.31） の所得（課税）証明書を提出してください。 必ず、所得控除の内訳（配偶者控除、扶養控除、所得控除額等）が記載されているもの を提出してください。
	その他確認書類 ※マイナンバー記載のないもの	所得（課税）証明書に記載のある所得に関する補足書類は全て提出してください。詳しくは 11 ページをご確認ください。 （例：給与所得→源泉徴収票、営業等所得→確定申告控+収支内訳書等、不動産所得→確定申告控+不動産所得に関する申告書控等）
	家庭状況に関する証明書	9 ページ③を参照して必要な方はご提出ください。
成績証明書【原本】	学部生	新入生 高校の調査書（ 卒業年月の記載があるもの・卒業見込は不可 ） ※高卒認定者は合格証のコピー
		在学学生 現在までの修得単位数及び GPA が記載された成績証明書
	大学院生 学部または大学院の成績証明書（ 卒業年月・GPA の記載があるもの ）※卒業年月の記載がない場合は卒業証明書を添付すること	
	コピー不可。 成績証明書に GPA の記載がない場合は、GPA を確認できる書類（成績通知書・ポータルサイト印刷画面等）もしくは本会所定の GPA 報告書を一緒に添付してください。	
住民票【原本】 ※マイナンバー記載のないもの		コピー不可。住民票記載事項証明書不可。 世帯主・続柄及び同一世帯全員 が記載された住民票を提出してください。 別居（別世帯）でも令和 6 年中に生計を同一にする家族であれば必ず提出 してください。 外国籍の方は、在留資格（永住者・特別永住者）の記載も必要 です。 必要事項未記載、一部不足分がある場合は、再提出していただきます。
在学証明書【原本】		コピー不可。
大学作成分	成績・所得・助成状況確認書	本会所定書式。大学にて作成してください。
	特別推薦書	本会所定書式。 事前相談の上、必要と判断された場合のみ 大学にて作成してください。
	事情説明書	書式なし。 事前相談の上、必要と判断された場合のみ 大学にて作成してください。

IV. 願書の記入方法について

1. 願書記入例

学部生

奨学生願書

※出願者氏名欄の訂正不可

公益財団法人 小野奨学会

ふりがな	おの いちろう	性別	男	生年 月日	平成 19 年 1 月 1 日	年齢	18 歳	写真 最近6ヶ月以内に 撮影した正面・半身 脱帽の写真貼付 (縦4cm×横3cm)	
※出願者 氏名	小野 一郎	性	男	専攻 課程	薬 学部 薬 学科	学年	1 年		
在学 大学名	大阪中央 大学	卒業見込年月	令和 11 年 3 月	修業年限	4 年				
入学年月	令和 7 年 4 月 入学	卒業見込年月	令和 11 年 3 月	修業年限	4 年				
〒555 - 5555) 大阪府大阪市中央区平野町2-6-11 大阪マンション301号室						電話	(06) 1234-5678		
〒566 - 6666) ※出願者本人と同一住所の場合						携帯電話	(090) 8765-4321		
家族 住所	大阪府堺市西区上野芝向ヶ丘町6-2-3					電話	(072) 1234-5678		
生計を 同一に する 家族	続柄	氏名	年齢	上記家族住所に 同居・別居	現在の職業	R6年中の所得		備考 本人(父母に扶養されている場合は除く)及び父母(又はそれに代わって家計を支えている者)の所得金額を記入し、合計欄に合算した金額を記入すること。(千円未満は切り捨て)	
	本人	小野 一郎	18	同・別	学生	0 千円	4,500 千円		
	父	小野 太郎	55	同・別	会社員	4,000千円			
	母	小野 花子	52	同・別	パート	500千円			
	※父母どちらかが不在の場合 発生年月 : 平成・令和 年 月								
	就学者以外	祖父	小野 一男	85	同・別	無職			父母と死別・生別の場合は、発生した年月を記入すること。
		祖母	小野 良子	80	同・別	無職			
		(兄)	小野 太一	22	同・別	会社員			
	就学者	姉	小野 桜子	20	同・別	小・中・高・大学・院・その他 () 3 年			現在と前年の扶養状況が異なる場合は、その対象者の続柄をカッコ書きし、備考欄に理由を記入すること(就学者欄、就学者以外欄どちらでも記入可)。
		妹	小野 百合子	16	同・別	小・中・高・大学・院・その他 () 2 年			
				同・別	小・中・高・大学・院・その他 () 年				
				同・別	小・中・高・大学・院・その他 () 年				
学 歴	国公・私立の別	学校名	所在地名	入学年月	卒業年月				
	(国公立)・私立	大阪第一 中学校	大阪 都・道・府・県	平成 31 年 4 月	令和 4 年 3 月卒業				
	(国公立)・私立	大阪第二高等学校	大阪府	令和 4 年 4 月	令和 7 年 3 月卒業				
	国公立・私立	大阪中央大学	大阪府	令和 7 年 4 月	令和 11 年3月卒業見込				
	国公立・私立								
	国公立・私立								
	国公立・私立								

弊会 使用欄	1				2				3		
	ST	H・G	T	N	S1	S2	K	H	S	K	J

職 歴	事業所名	職務内容	期間
	これまで定職に就いたことがある場合のみ記入すること。		平成・令和 年 月 ～ 令和 年 月
賞 罰	特にない場合でも、空欄にせず「なし」と記入すること。		

趣味・特技	現在受給中の場合は、受給予定期間を記入すること。	現在併給制限中の場合は、併給制限後の金額を記入すること。
奨学金等の受給状況について ※千円未満切捨		
1. 兄弟姉妹が当会の奨学金を受けたことが ある（期間：平成・令和 年 月 ～ 平成・令和 年 月） ない 2. 現在、日本学生支援機構の貸与型奨学金を 受けている・申請中／受給（予定）年額： 千円 ・ 受けていない 3. 現在、修学支援新制度による授業料減免・奨学金給付を 受けている・申請中・停止中・受けていない → 受けているまたは申請中の場合以下①～③を記入 ① 世帯区分： 多子世帯 ・ 多子世帯以外 ② 支援（予定）区分： 第Ⅰ区分 ・ 第Ⅱ区分 ・ 第Ⅲ区分 ・ 第Ⅳ区分 ・ 区分外 ③ 複数から受給している場合はその合計年額を記入すること。 年額： 千円（授業料減明年額 千円・奨学金給付年額 千円） 貸与型（受給予定先： ） 年額： 千円（受給予定期間：令和 年 月 ～ 令和 年 月） 給付型（受給予定先： ） 年額： 千円（受給予定期間：令和 年 月 ～ 令和 年 月） 5. 現在、大学独自の授業料減免制度を 受けている・申請中・受けていない 全額免除 ・ 半額免除 ・ その他（ ） 減免（予定）期間：令和 年 月 ～ 令和 年 月		

以上のとおり記載事項に相違ありません。貴会の奨学生としてご採用の上は貴会奨学金給与規程に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学金についても誠実に使用することを誓約します。

公益財団法人 小野奨学会 理事長殿 令和 7 年 6 月 1 日

出願者	現住所	(〒 555- 5555) 大阪府大阪市中央区平野町2-6-11 大阪マンション301号室
	ふりがな	お の い ち ろ う
	氏名	小 野 一 郎

※誓約欄（日付含む）の訂正不可

(以下大学使用欄)

上記出願者は、貴会奨学生の資格に該当する者と認め推薦します。

公益財団法人 小野奨学会 理事長殿 令和 7 年 6 月 10 日

大学名	大阪中央大学	公印
学長名	学長 鈴木 一郎	

別紙・志望理由書（学部生のみ：記入例省略）があります。記入上の注意をよく読んで記入してください。

※学部生の記入例を掲載しておりますが、大学院生もほぼ同様ですので参考にしてください。

2. 記入上の注意事項

- ・黒のペンまたはボールペンで丁寧に記入してください。
- ・書類は全て出願者本人が記入してください。**代筆と判断した場合は受付しません。**
- ・出願者、家族氏名については住民票に記載のとおり記入してください（略字不可）。
- ・書き間違えた場合は修正液等を使用せず、訂正箇所を二重線で抹消し、フルネームで訂正署名してください。（ただし、出願者氏名及び誓約書欄については訂正不可）
- ・空白、記入漏れのないように、提出前に再度ご確認をお願いします。

（1）「住所」欄

- ・現在（願書記入日時点）居住している住所を記入してください。
- ・家族と別居している場合は、家族住所欄に現在家族が居住している住所を記入してください。
- ・父母どちらかが単身赴任等をしている場合は、主に家族が居住している住所を記入してください。

（2）「生計を同一にする家族（※1）」欄

- ・同居・別居を問わず、生計を同一にする家族全員を記入してください。
- ・本人と父母（またはそれに代わって家計を支える者）は「本人・父母等」欄に記入してください。
父母どちらかが不在の場合は、その事由が発生した年月を記入してください。
- ・就学者は「就学者」欄に、それ以外の家族は「就学者以外」欄に記入してください。
- ・同一生計でない家族（同居しているが別生計の祖父母、独立している兄弟等）は記入不要です。
- ・前年と現在の生計を同一にする家族数が異なる場合（家族の就職等）、願書には前年の所得（課税）証明書の扶養人数と一致するように家族欄を記入してください。但し、現在の扶養状況が分かるように、前年と現在の扶養状況が異なる家族の続柄欄をカッコ書きにし、備考欄にその理由を記入してください。
- ・「R6 年中の所得金額」欄は、市区町村発行の所得証明書に記載されている合計所得金額（収入金額ではないので注意）を転記してください（合計所得金額がマイナスの場合は、「0円」と記入）。
父母及び本人（父母に扶養されている場合は除く）の所得がある場合は全て記入してください。
- ・選考にあたっては現在と家族・家計状況が違っても、原則前年の所得及び家族数をもって推薦基準に該当するか判定させていただきます。

※1 生計を同一にする家族

同居・別居を問わず、父母（またはそれに代わって家計を支える者。以下「父母等」という）の所得により生計を共にしている家族を言い、所得証明書上で父母等の扶養家族となっていることを前提とします。ただし、本人に収入があり父母等の扶養家族でない場合でも、生計を同一にしているとみなします。

（3）「学歴」欄等

- ・現在までの学歴（現在の卒業・修了予定までを記入）を中学校から空白期間がないように記入してください（予備校、自宅学習、休学、転学等も記入）。記入欄が足りない場合は、欄を分割して増やすか、別紙に記入するなどして省略せずに全て記入してください。
- ・職歴、賞罰、趣味・特技、クラブ活動について記入してください。職歴欄には、これまでに定職についたことがある場合のみ記入してください。なければ「なし」と記入してください。

（4）「誓約」欄（出願者の住所氏名署名欄）

- ・必ず出願者本人が署名をしてください。
- ・誓約欄（日付含む）については訂正不可。書き間違えた場合は願書の再作成をお願いします。

（5）別紙・「志望理由書」 ※大学院生は願書内「家庭の経済状況について」のみ

- ・家庭状況（願書に記載された保護者各々の状況についてきちんと記入すること）、大学で学びたい分野及び志、卒業後の社会還元（社会に貢献したいこと）について、出来る限り具体的に出願者本人が指定枠内で記入してください。※※箇条書き不可。※※※修正液の使用不可。書き間違えた場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、フルネームで訂正署名してください。

V. 所得に関する証明書について

以下を参考に、書類を揃えて提出してください。所得（課税）証明書に記載されている所得の補足書類は全て提出してください。またそれ以外に提出が必要な書類がある場合、必ず全て提出してください。

1. 必要書類一覧（例）

必要書類 家庭状況等	① 所得（課税） 証明書	②所得補足書類（例）		③ 家庭状況に 関する証明書
		源泉徴収票	確定申告書（控） 市 府 民 税 申 告 書 （ 控 ）	
給与収入(パート/アルバイト含む)年金収入がある場合	○	○		
確定申告・市府民税申告をしている場合	○		○	
専業主婦（主夫）等で無収入の場合	○		△	
〔 ※母子（父子）家庭等				△ 〕

2. 各書類についての注意事項

①令和 7 年度（令和 6 年分）の所得（課税）証明書

- ・お住まいの市区町村で発行された原本を提出してください。
- ・令和 6 年分（R6.1.1～12.31）の所得内容が記載されたものかご確認ください。
- ・家族状況の確認のため、所得控除の内訳が記載されたものを提出してください。
- ・父母（またはそれに代わって家計を支えている者）は所得の有無にかかわらず、それぞれ証明書を提出してください。**所得がない場合でも、所得（課税）証明書（あるいは非課税証明書）の提出が必要です。**
- ・本人に所得がある場合（父母に扶養されている場合は除く）、父母および本人の証明書が必要です。

②所得（課税）証明書に記載された所得の補足書類

- ・A4 用紙にコピーしてご提出ください。複数ある場合はできるだけまとめてコピーしてください。
- ・詳しくは 11 ページの 4. 所得に関する補足書類一覧をご確認ください。

※所得（課税）証明書と補足書類の内容（金額・扶養人数等）の一致を必ず確認してください。

③家庭状況に関する証明書

以下に該当する場合は提出してください。

（1）母子家庭・父子家庭

原則、所得（課税）証明書の所得控除内訳のひとり親控除欄の記載により、母子家庭・父子家庭の確認をさせていただきます。所得（課税）証明書の所得控除内訳のひとり親控除の申請ができない場合は、父または母の不在の確認のため、以下のいずれかの書類を提出してください（A4 用紙にコピーすること）。

- ・戸籍謄本（原本・父または母の不在について記載があり証明できるもの）
- ・遺族年金額通知書または年金払込通知書（コピー）

（2）両親とも不在の場合

両親の不在の確認のため、以下の書類を提出してください。

- ・戸籍謄本（原本・父母の不在について記載があり証明できるもの）

※提出された書類で内容の確認ができない場合は、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

3. 所得（課税）証明書を確認するポイント

＜所得（課税）証明書 見本＞ ※市区町村によっては「市・県（府）民税証明書」という場合もあります。

市・府民税課税証明書

納税義務者		住 所	
		氏 名	
記			
年度	所得の金額	税額	
令和 ① 年度	② 円		
(令和 年分所得)	収入金額	所得割額	均等割額
	給与 円	市民税 0円	0円
	公的年金等 円	府民税 0円	0円
所得の金額の内訳		所得控除額	年税額
総所得 ③ 0円	本人該当	扶養該当	課税標準額
(内給与 0円)	特別障害者	控対配 ④ 0人	雑損 0円
営業等所得 0円	その他障害者	老人控対配 0人	医療費 0円
不動産所得 0円	ひとり親	同居老親等 0人	社会保険料 0円
農業所得 0円	寡婦	老人扶養 0人	生命保険料 0円
株式等の譲渡 0円	勤労学生	特定扶養 0人	配偶者特別 0円
上場株配当等 0円		16歳未満 0人	配偶者 0円
山林 0円		その他扶養 0人	扶養 0円
退職 0円		同居特別障害 0人	基礎 0円
		特別障害 0人	小企共済掛金 0円
		その他障害 0人	
その他の事項		本人・扶養該当欄の*印は該当する事を示します。	

上記のとおり証明します。

⑤ 令和 年 月 日

〇〇市長



- ①令和7年度（令和6年分）であるか確認してください。
- ②合計所得金額を確認してください（収入金額ではありません）。
- ③所得の内訳欄に記載されている所得の内容がわかる補足書類が全て揃っているか確認してください。
- ④所得控除の内訳（各控除額、扶養人数等）が記載されているか確認してください。ひとり親家庭の場合はひとり親控除の記載があるか確認してください（ただし要件を満たさない場合は控除がない場合もあります）。
- ⑤今年（おそらく6月以降）に発行されているか確認してください。

【注意事項】

- ・市区町村によって書式や表記は異なります。
- ・「所得（課税）証明書」を申請する際に、所得控除の内訳も記載されたものが欲しいと申請しないと記載されない場合があるので、申請時に役所に確認してください。
- ・所得の金額欄に「収入金額」の記載がありますが、その金額ではなく、あくまでも「所得金額」を確認してください。合計所得金額がマイナスの場合は、「0円」と記入してください。
- ・昨年の所得がない場合、所得（課税）証明書の代わりに「非課税証明書」が発行される場合がありますが、所得（課税）証明書と同様に、所得金額（0円）と所得控除の内訳が記載されているか確認してください。
- ・市・県（府）民税の申告をされてない等で上記②、④の項目が未記載の場合、申告後再度発行した証明書を提出いただきます。

※所得金額が****表記のものは、市区町村等が申告者の所得を把握していない旨の記載であり、所得が0円の証明ではありませんのでご注意ください。

4. 所得に関する補足書類一覧

収入の種類	必要書類
1. 給与収入・雑（年金）収入	①源泉徴収票 （ただし、確定申告している場合は確定申告書（控）第1表、第2表）
2. 営業収入	①確定申告書（控）第1表 ②確定申告書（控）第2表 ③収支内訳書（一般用）もしくは青色申告決算書（一般用）
3. 不動産収入	①確定申告書（控）第1表 ②確定申告書（控）第2表 ③収支内訳書（不動産所得用）もしくは青色申告決算書（不動産所得用） ※物件に関する情報が記載されているページも添付してください。
4. 農業収入	①確定申告書（控）第1表 ②確定申告書（控）第2表 ③収支内訳書（農業所得用）もしくは青色申告決算書（農業所得用）
5. 分離課税の対象となる収入がある場合	①確定申告書（控）第1表 ②確定申告書（控）第2表 ③確定申告書（分離課税用）第3表
6. 株式等に係る譲渡所得等がある場合	①確定申告書（控）第1表 ②確定申告書（控）第2表 ③確定申告書（分離課税用）第3表 ④株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
7. 専業主婦等で無収入の場合	①市府民税申告書（控） ※扶養家族・ひとり親の申告を行っている場合は必ず提出してください。 受付印がある部分だけではなく、申告内容の記載がある部分も必要です。

※ 補足書類はA4用紙にコピーしたものを提出してください。原本を提出された場合でも、返却はできません。
複数ある場合はできるだけまとめてコピーしてください。

※ 令和7年1月より税務署での申告書等の控えへの収受日付印の押捺は廃止になりましたので、受付印がない場合でもそのままご提出ください。また、それに伴い電子申請での受信通知の添付も不要です。

※ 収入の種類が複数になる場合は、それぞれの収入で必要な書類を**全て**提出してください。

※ **収入金額が少なく、確定申告の代わりに市府民税申告を行っている場合もあります。**

※ 市町村によって市府民税申告書の控を交付していない場合もあります。市府民税申告書提出前に申告内容の記載がある受付印の入った市府民税申告書控が必要である旨お伝えください。

VI. 公益財団法人小野奨学会奨学金給与規程

第1章 総 則

公益財団法人小野奨学会定款第3条及び第4条第1項に基づき、この規程を定める。

(奨学生の資格)

第1条 本会の奨学生となるものは、大阪府下の大学に在学する学生及び大阪府下の大学に進学を希望する高校3年生で、学業・人物共に優秀で、かつ健康であって学資の支弁が困難と認められる者でなければならない。

(奨学生の種類)

第2条 奨学生の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 大学奨学生 (2) 大学院奨学生

(奨学金の給与期間及び金額)

第3条 奨学金を給与する期間は、正規の最短修業年限とする。

2. 前項の期間中に給与する奨学金の額は、次の通りとする。

大学奨学生 月額 60,000 円 大学院奨学生 月額 80,000 円

3. 前項の奨学金とは別に成績優秀な奨学生に対し、年額 100,000 円の奨学金を給与することができる。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書及び奨学生推薦書の提出)

第4条 奨学生志望者は、本会あての奨学生願書に、在学学長あるいは在学高校長の推薦書及び在学証明書を添えて本会に提出するものとする。

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は奨学生等選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を在学学長あるいは在学高校長を経て、本人に通知する。

(奨学金の交付)

第6条 奨学金は、原則2か月毎に交付するものとし、特別の事情があるときは、2か月以上を合わせて交付することができる。

2. 奨学金の交付は在学学長を経るものとする。

(奨学金領収証への署名)

第7条 奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度指定の期日までに奨学金領収証に署名しなければならない。

(学業成績及び生活状況の報告)

第8条 奨学生は、毎年度末学業成績表及び生活状況報告書を理事長あて提出しなければならない。

(各種届出)

第9条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、留学、復学するとき (2) 転学(転部を含む)、退学することが判明したとき (3) 停学その他の処分を受けたとき
(4) 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

(奨学金の休止及び停止等)

第10条 奨学生が休学、留学、実習及び一時的な傷い疾病による療養の場合には、奨学金の交付を休止する。

2. 奨学生の学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めたときは、奨学金の交付を停止する。

3. 新規採用奨学生は、初回の奨学金受領後、その年度末までに退学・休学・辞退等をしたときは、受領した奨学金全額を返還しなければならない。

(奨学金の復活)

第11条 前条の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が止んで在学学長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第12条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、奨学金の交付を廃止する。

- (1) 正規の最短修業年限での卒業の見込がなくなったとき。ただし、当会が認める休学の場合には、1年間を限度に修業年限の延長を認める
(2) 留学の期間が1年を超えるとき、又は留学及び休学の期間が併せて1年を超えるとき
(3) 第9条第2号、第3号に該当したとき (4) 学業成績又は操行が不良となったとき (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
(6) 前各号の他奨学生として遵守しなければならない事項に反したとき、又は、奨学生として適当でない事実があったとき
(7) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。また学費未納により学籍を失ったときは、その未納期間の奨学金を返還しなければならない。
(8) その他第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき (9) 選考委員会において、奨学金の給与継続が妥当でないと認定されたとき
(10) 国及び地方公共団体等が実施する助成制度により、本会の基準を満たさなくなったとき。但し、児童養護施設等の出身者等で特別な事情が認められる場合はこの限りではない。尚、廃止になった奨学生が、前述の助成制度の見直しで、本会の基準を満たし、在学学長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の辞退)

第13条 奨学生は、いつでも在学学長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第14条 奨学生の資質の向上を図るため学業成績及び生活状況に応ずる適当な指導を行うものとする。

第4章 補 則

(実施細目)

第15条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が定める。

(MEMO)

